

仕様書（案）

1 業務名

令和8年度えひめ発課題解決型 AI 人材育成事業（小中高生向け）運営委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

人口減少・少子高齢社会を迎え、地域経済の活力の維持・強化を図るためにデジタル技術を活用した DX が喫緊の課題となる中、デジタル人材、中でも急速に多様化・高度化する AI を活用できる人材が不可欠となっている。

本県においては、「えひめ発課題解決型 AI 人材育成事業」として、次世代の AI 人材の育成・定着に向け、小中学生から高校生、さらに大学・大学院生等に至るまで幅広い世代を対象とした各プログラムを体系的につなぐ AI 人材育成モデルを構築することで、AI を活用した地域課題解決の先進地を目指すこととしている。

本業務では、その中でも小中学生対象の「ジュニア世代 AI チャレンジプログラム」及び高校生対象の「『えひめ AI 部』探究プログラム」をそれぞれ実施することにより、デジタル技術や AI に触れ、学び、関心や意欲を高める機会を創出することで、AI を活用して県内の課題解決を行うことができる人材の裾野拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

(1) ジュニア世代 AI チャレンジプログラム【小中学生向け】

AI の学習に興味があるジュニア世代を対象に、学校教育で学習する内容を踏まえた効果的な講座を企画・実施すること。なお、以下は共通要件とし、詳細については、県と協議の上で決定する。

- ・開催時期：令和8年8～9月頃（予定）
- ・開催回数：小学生向け入門講座及び中学生向け初級講座 各3回
（東・中・南予で各1回とし、中予会場は県庁（※令和8年5月以降開設予定の官民共創拠点を想定）とする。）
- ・想定時間：半日（3時間程度）
- ・開催方法：対面形式
- ・参加者募集：受託事業者において最適な広報手法を選定・実施の上で参加希望者の申込受付、決定及び必要な連絡・調整を行う。
- ・当日運営等：受託事業者において、会場（中予会場を除く。）及び必要機材（Wi-Fi 等の通信環境を含む。）の借上げ、会場の設営作業、運営スタッフの手配及び撤去に関する一切の業務を行う。
また、講座参加に当たって必要な PC やタブレット等について、

参加者持参を原則としつつ、持参できない参加希望者のため1回
当たり10台以上を受託者において用意し、希望者に貸与する。

ア 小学生向け入門講座の企画運営

親子で、生成 AI の基礎知識や安全な利用方法などを学ぶ入門的な講習のほか、創作活動を行うワークショップ等により、楽しみながら関心を育み、親子での学習につなげることのできる講座とすること。なお、原則として保護者同伴の親子参加とする。

- ・対象者：小学4～6年生
- ・定員：計90組程度（30組程度×3会場）

イ 中学生向け初級講座の企画運営

日常や学習における生成 AI の効果的な活用方法や注意点などを学ぶ初級講習のほか、身近な社会課題解決をテーマとしたワークショップ等により、生成 AI の有用性を体験することができる講座とすること。

- ・対象者：中学1～3年生
- ・定員：計90人程度（30人程度×3会場）

(2) 「えひめ AI 部」探究プログラム【高校生】

高校生を対象とした「えひめ AI 部」探究プログラムについて、本プログラムの全体像（下枠内）を踏まえた上で、その運営に係る次のア～エの業務に取り組むこと。

「えひめ AI 部」探究プログラムについて

<目的>

AI アプリ制作やデータ分析等の実践的な課題解決型学習を通じ「AI を使いこなす能力」を習得することに加え、県内企業における AI 人材等にコーチングを受けることにより、地域企業の認知度向上やつながりを醸成することを目的とし、学校単位で取り組むことで、生徒同士が切磋琢磨し学び合える環境や他校生徒との交流機会を創出する。

<概要>

IT や AI に関わる進路に関心がある高校生が、基礎学習（オンデマンド講座）で AI の基礎を学び、ワークショップや県内企業訪問を通じて AI の活用可能性や身近な地域課題の解決に資するアイデアのヒントを探るとともに、県内企業の AI 人材や情報系大学生等による伴走支援を受けながら、アイデアを形にする探究学習（アプリのプロトタイプ制作等）に取り組み、成果発表することを目指す。

<対象>

県内3校の高校生（1校当たり各10人程度を想定）

※参加校（生徒）の募集は県において実施し、本委託業務には含まない。

| ＜年間スケジュール（想定）＞ | |
|----------------|--|
| 令和8年4月 | |
| 5月 | キックオフ・基礎学習受講開始 ^{※1} |
| 6月 | <u>ワークショップ①</u> ↑ |
| 7月 | <u>ワークショップ②</u> |
| 8月 | 企業訪問 ^{※2} |
| 9月 | ワークショップ③ ^{※1} |
| 10月 | <u>探究学習（アプリのプロトタイプ制作等）</u> ^{※3} |
| 11月 | （約9か月間） |
| 12月 | 中間報告 ^{※1} |
| 令和9年1月 | <u>成果発表会</u> |
| 2月 | AI 甲子園（予選） ^{※1} ↓ |
| 3月 | AI 甲子園（本選） ^{※1} |

※1はやまがた AI 部への参画、※2は県直営での実施を想定しており、本委託業務には含まない。
 ※3はやまがた AI 部と連携した実施を想定

ア ワークショップの開催

各参加校の生徒が集合し、生成 AI の体験からアプリのプロトタイプ制作等に向けて、必要な技術を段階的に習得できるワークショップを企画運営すること。なお、以下は共通要件とし、詳細については、県と協議の上で決定する。

- ・開催方法：集合型対面形式
- ・会場：県庁（※令和8年5月以降開設予定の官民共創拠点を想定）

（ア）ワークショップ①

生徒同士の一体感を高め、本プログラムでどのようなことを行うのかのイメージや目指すゴールを共有するワークショップを開催すること。

- ・開催時期：令和8年6月頃（※詳細は県と協議の上決定すること。）
- ・想定時間：半日（2～3時間程度）
- ・内容：AI 初心者の生徒に向け、体験を通じて生成 AI の能力・可能性を実感できる内容を提案すること。

（イ）ワークショップ②

身近な地域課題をテーマに、どのように AI を活用して解決していくのかのアイデアを発掘し、アプリのプロトタイプ制作等までを体験できるワークショップを開催すること。

- ・開催時期：令和8年7月頃（※詳細は県と協議の上決定すること。）
- ・想定時間：1日（5～6時間程度）
- ・内容：当該ワークショップ後、各学校単位で探究学習（アプリのプロトタイプ制作等）に取り組むことから、ネクストアクションにつながる内容を提案すること。

イ 探究学習（アプリのプロトタイプ制作等）に係る伴走支援

各学校単位でアプリのプロトタイプ制作等を行うに当たり、メンターを配置し、コーチ等（コーチ（県内企業社員）及びサポーター（情報系大学生）を想定、別途県において調整）と連携した伴走支援体制を構築すること。

伴走支援においては、生徒の主体性を尊重しつつ、探究学習の質の向上及び効果の最大化を図る観点から、成果発表に向けた探究学習全体の進捗管理及び課題整理、探究テーマの具体化や AI 活用の妥当性等に関する助言を行うとともに、発表に向けた準備・資料作成に係る支援等を実施すること。

伴走支援は、やまがた AI 部とも連携し、主に以下の方法を想定しているが、詳細については県と協議の上で決定する。

- ・コーチセッション（オンライン、月 1～2 回（各校年間 12 回）程度を想定）
- ・チャットツールによる随時の質問対応

※開発環境は Google Colaboratory（無料プラン）を使用、使用するチャットツールの調達・提供は県が実施する想定であり、本委託業務には含まない。

ウ 成果発表会の開催

各参加校が完成したアプリを発表するための成果発表会を開催すること。生徒による発表、審査員講評のほか、効果的な内容について具体的に提案すること。

- ・開催時期：令和 9 年 1 月下旬頃（※詳細は県と協議の上決定すること。）
- ・開催方法：集合型対面形式
- ・想定時間：2 時間程度
- ・会場：県庁（※令和 8 年 5 月以降開設予定の官民共創拠点を想定）

※審査員の選定や連絡調整、経費支出については県が実施する想定であり、本委託業務には含まない。

エ その他全体調整等

本プログラム全体が円滑に推進され、効率的かつ最大限の効果を発揮できるよう、必要な業務を総合的に実施すること。特に、本プログラムの全体像を把握した上で、本委託業務に含まれない個別プログラム（基礎学習、企業訪問等）とも円滑に接続・展開されるよう、県及び関係する主体との連絡調整、進行管理等を適切に行うこと。

（ア）Web サイトの制作・運用

本プログラムでの取組内容について広く情報発信するため、Web サイトを制作・運用すること。

（イ）アンケート等の実施

参加校の生徒に対して、プログラム参加による意識変容等に関するアンケート等を実施し、その結果を踏まえて、本業務の振り返りや評価、改善提案等を行うこと。

（ウ）謝金支払事務

コーチ等に対して、以下の基準に基づき、謝金の支払事務を行うこと。

なお、本業務の委託料には、コーチ等への謝金相当額を含むものとする。

- ・ コーチ：月額11,000円（※最大6人×9か月）
- ・ サポーター：月額7,000円（※最大6人×9か月）

5 実施体制

- (1) 作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な体制を確実に整備すること。
- (2) 本業務における連絡窓口は一本化すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割と能力を有する者を統括責任者として定めること。
 - ・ 要員配置等、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整できること。
 - ・ コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間の調整を行い、県と円滑に合意形成できること。
 - ・ リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- (4) 本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- (5) 県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。
- (6) 本県が提示する各種規程を遵守すること。

6 業務計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書を基に具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。
- (3) 本業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を提出し、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 業務の再委託

- (1) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行うために必要と認められるときは、本業務の一部を委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託の範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

9 著作権等の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物等の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に譲渡すること。また、受託者は、県及び県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物等の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。
- (2) 成果物等に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (3) 第三者から著作権侵害等の異議申し立て、紛争の提起がなされた場合は、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を遵守し、県と受託者で十分に協議を重ねながら、双方共通認識のもとで業務が進むよう留意すること。
- (2) 本業務に係る一切の経費（コンサルティング、調査・報告、交通費、コーチ等への謝金等。）は、委託料に含むこと。ただし、本仕様書において明示的に本委託業務に含まない旨を記載した経費についてはこの限りでない。
- (3) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議の上、決定すること。